

別表六（二十九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が震災特例法第17条の3第1項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の3の2第1項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の震災特例法（2及び5(1)において「令和8年旧震災特例法」といいます。）第17条の3第1項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の3の2第1項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「同上のうち特別給与等の額4」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額3」の金額のうち令和8年改正前の東日本大震災復興特別区域法第38条第1項（課税の特例）の規定により令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に令和8年旧震災特例法第17条の3第1項に規定する認定地方公共団体の指定を受けた法人が当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する特定復興産業集積区域内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する同項に規定する被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載します。
- 3 「(3)のうち特定給与等の額5」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額3」の金額のうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に令和3年改正法附則第98条第2項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の指定を受けた法人が当該指定をした同項に規定する旧認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除きます。）の作成した同項の旧認定を受けた同項の旧復興推進計画に定められた同項に規定する旧復興産業集積区域（令和2年改正前の東日本大震災復興特別区域法第2条第3項第2号イ（定義）に規定する地域を含む市町村の区域を除きます。）内に所在する令和3年改正法附則第98条第2項に規定する旧産業集積事業所に勤務する同項に規定する旧被災雇用者等に対して支給する同項に規定する給与等の額を記載します。
- 4 「同上のうち特定給与等の額9」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額8」の金額のうち令和8年4月1日以後に震災特例法第17条の3第1項の表の第3号の第1欄に規定する認定を受けた法人が同号の第3欄に規定する新産業創出等推進事業促進区域内に所在する同欄に規定する新産業創出等推進事業（同号の第4欄のイに規定する事業を除きます。）を行う事業所に勤務する震災特例法施行令第17条の3第6項第1号及び第2号（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）に掲げる者に対して支給する震災特例法第17条の3第1項に規定する給与等の額を記載します。
- 5 「税額控除限度額10」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 令和8年旧震災特例法第17条の3第1項の規定の適用を受ける場合には、
「又は $\left[((8)-(9)) \times \frac{10}{100} + \frac{15 \text{又は} 20}{100} + (9) \times \frac{9}{100} \right]$ 」を消します。
 - (2) 震災特例法第17条の3第1項（同項の表の第1号に係る部分に限ります。）又は震災特例法第17条の3の2第1項の規定の適用を受ける場合には
 $\left[((3)-(4)-(5)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{9}{100} + (5) \times \frac{7}{100} \right]$
又は「10、15又は」を消し、震災特例法第17条の3第1項（同表の第2号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受ける場合には
 $\left[((3)-(4)-(5)) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{9}{100} + (5) \times \frac{7}{100} \right]$
又は「、15又は20」を消し、同項（同表の第3号に係る部分に限ります。）の規定の適用を受

ける場合には

$$\left[(3) - (4) - (5) \times \frac{10}{100} + (4) \times \frac{9}{100} + (5) \times \frac{7}{100} \right]$$

又は」、「10、」及び「又は20」を消します。